

本校における合理的配慮について

障害者差別解消法の改定により、令和6年度よりすべての学校に「合理的配慮」の提供が義務化されました。

本校ではこれまでも学生一人一人の特性に配慮した教育を提供してきましたが、今後とも合理的配慮を的確に行うための環境づくりに努めてまいります。

【合理的配慮とは】

「合理的配慮」とは、障害のある学生が、障害のない学生と平等に「教育を受ける権利」を享有し行使することを確保するために

- ・学校の設置者及び学校が行う、必要かつ適当な変更及び調整のこと
- ・障害のある学生に対し、その状況に応じて、個別に必要とされるもの
- ・学校の設置者及び学校に対して、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされています。

【合理的配慮を実施するまでの流れ】

合理的配慮を受けるためには、「本人の意思の表明」が必要となります。

障害や傷病等で入学後の配慮を希望される場合は、まずは事前に入学センターにご相談ください。

出願前の個別面談を通じて、支援内容を決定しますので、本校の配慮内容について納得し、入学を希望される場合は配慮申請手続きを行ってください。

この手続きをせず入学された場合は、ご希望する支援等を提供できない場合があります。

【申請時の注意事項】

本申請を行うことで、可否の判定や入学後の学生生活に不利となることはありません。

本申請は、希望する配慮の提供を約束するものではありません。また、これまで受けたことのある支援内容が、必ずしも本校で提供可能な配慮として認められるわけではありません。

【配慮ができない事項】

次の事項につきましては、配慮できませんので、予めご理解ください。

- ・教育の目的・内容にかかわる本質的な変更を伴うこと
- ・成績評価の保障を損なう基準の引き下げなど
- ・資格取得や卒業要件の緩和
- ・学校や他の学生に対して、財政面などにおいて過度の負担や秩序を乱す懸念が生じるもの